

「中央公園広場エリア等整備・管理運営事業」公募設置等指針等 新旧対照表

令和3年5月21日

令和3年4月12日付で公表した「中央公園広場エリア等整備・管理運営事業」の公募設置等指針等を以下のとおり修正します。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	公募設置等指針	44	第4・2	6月2日(水)～ <u>4</u> 日(金)	6月2日(水)～ <u>7</u> 日(月)
2	公募設置等指針	44	第4・2	6月 <u>11</u> 日(金)	6月 <u>14</u> 日(月)
3	公募設置等指針	46	第4・3・(4)	○提出期間：令和3年6月2日(水)から同月 <u>4</u> 日(金)(予定)までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで	○提出期間：令和3年6月2日(水)から同月 <u>7</u> 日(月)(予定)までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで
4	公募設置等指針	46	第4・3・(4)	応募資格確認の結果は、すべての応募者(応募グループの場合は代表法人)に書面により令和3年6月 <u>11</u> 日(金)(予定)に通知し、応募資格を有していることが確認できた応募者を応募資格保有者として選定する。	応募資格確認の結果は、すべての応募者(応募グループの場合は代表法人)に書面により令和3年6月 <u>14</u> 日(月)(予定)に通知し、応募資格を有していることが確認できた応募者を応募資格保有者として選定する。
5	公募設置等指針	46	第4・3・(4)	○提出期間：令和3年6月 <u>11</u> 日(金)から6月17日(木)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで	○提出期間：令和3年6月 <u>14</u> 日(月)から6月17日(木)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで
6	公募設置等指針	46	第4・3・(5)・イ	○申込期限：令和3年6月 <u>4</u> 日(金)午後5時必着のこと	○申込期限：令和3年6月 <u>7</u> 日(月)午後5時必着のこと
7	別冊3 様式集	2	2 応募表明書及び応募資格確認書類 様式番号2-11(添付) 財務書類(最近	※最近 <u>3</u> 事業年度における以下の書類 ・法人税申告書の写し(税務官署受付印のあるもの。ただしe-taxの場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、会社事業概況書又は法人事業概況説明書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又	※最近 <u>5</u> 事業年度における以下の書類 ・法人税申告書の写し(税務官署受付印のあるもの。ただしe-taxの場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、会社事業概況書又は法人事業概況説明書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
			5事業年度分)	は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書
8	別冊4 Park-PFI事業に関する基本協定書(案)	3	第4条第3項	3 甲、乙及び事業者は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の5第1項の規定に基づく公募設置等計画の認定後速やかに、同法第5条の8第 <u>1</u> 号の規定に基づき、乙の認定計画提出者の地位を事業者に承継するために必要な手続を行うものとする。	3 甲、乙及び事業者は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の5第1項の規定に基づく公募設置等計画の認定後速やかに、同法第5条の8第 <u>2</u> 号の規定に基づき、乙の認定計画提出者の地位を事業者に承継するために必要な手続を行うものとする。
9	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	10	第30条第3項	3 法令等の変更又は不可抗力により発生した整備工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用若しくは損害又はサービス購入料の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。	3 法令等の変更又は不可抗力により発生した整備工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用又は損害の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。
10	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	18	第56条第3項	3 法令等の変更又は不可抗力により発生した整備工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用若しくは損害又はサービス購入料の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。	3 法令等の変更又は不可抗力により発生した整備工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用若しくは損害又は特定公園施設譲渡対価の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。